平成２３年（フ）第６９５号
大阪府岸和田市春木旭町36番15号セジュール加守田102号
債務者　大岡　貴樹
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７０５号
大阪府和泉市上代町776番地の１―602、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目５番26号
債務者　田邊　敬二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１２号
大阪府岸和田市加守町３丁目５番13号グレース加守301号
債務者　竹川　輝行
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１４号
大阪府岸和田市尾生町5191番地の19
債務者　藤本　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
島根県出雲市今市町592番地
債務者　福田　蓉子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２９６号
香川県高松市鶴市町1550番地１
債務者　森　　生次
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１８２号
高知市薊野西町３丁目29番20号　ハイツＩＫ４―12号
債務者　筒井　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３３号
高知市高須２丁目13番44号　クレールイワタ102号
債務者　森本　五月
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３６号
高知市栄田町３丁目８番７号
債務者　岡村　次郎
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６７号
高知市高須２丁目６番56―401号　アルファステイツ高須Ⅱ
債務者　中澤　邦子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７２号
高知県土佐市蓮池471番地11
債務者　中平　宏和
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０７号
高知市円行寺52番地13　ケアハウス集家320
債務者　濱口　逞郎
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２３号
熊本県阿蘇市狩尾1017番地６　家入康徳宅、住民票上の住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野79番地　下野団地92号
債務者　浦川　玉惠
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
長崎県長崎市田上４丁目７番32号
債務者　梶　　依子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
長崎県長崎市大鳥町302番地
債務者　酒井　朋実（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
長崎県長崎市石神町31番54号
債務者　中尾　京子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷565番地13　時津ロードマンション701、申立時の住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2034番地５―301号
債務者　中元　梨果
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係